

第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策

○本章のポイント○

本章は、災害時の透析医療確保に向けた各機関等の平常時及び**大規模地震や水害等の**災害発生時（都内・都外）の活動について記載しています。

○ 災害発生時の主な活動内容一覧

機関名	主な活動内容
透析医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・患者等の安全確保と避難 ・通院患者への連絡と調整 ・被害状況の確認及び透析継続の可否判断 *可能な限り透析医療を継続 ・協力医療機関への支援要請、患者搬送の手配 ・副ブロック長への報告・連絡等 ・電気、水、ガス等のライフラインに関する情報収集と対応 ・医療従事者の健康への配慮 ・腹膜透析患者、要介護患者への対応
副ブロック長	<ul style="list-style-type: none"> ・各透析医療機関からの情報の集約、被災状況把握 ・区市町村内における患者受入調整 ・ブロック長への報告、支援要請 ・避難所や医療救護所の情報収集及び避難所等にいる透析患者の把握
ブロック長	<ul style="list-style-type: none"> ・副ブロック長からの情報の集約、被災状況把握 ・ブロック内における患者受入調整 ・区部ネットワーク又は三多摩ネットワークへの報告、支援要請 ・ブロック内の避難所や医療救護所の情報収集及び避難所等にいる透析患者の把握 ・優先的に応急給水する透析医療機関の選定
区部ネットワーク・三多摩ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック長からの情報の集約、被災状況把握 ・ネットワーク内及びネットワーク間における患者受入調整 ・東京都透析医会及び日本透析医会ネットワークへの報告、支援要請
東京都透析医会	<ul style="list-style-type: none"> ・区部ネットワーク及び三多摩ネットワークからの情報集約、被災状況把握 ・区部ネットワーク及び三多摩ネットワーク間における患者受入調整 ・東京都への報告、支援要請等 ・日本透析医会との連絡調整 ・他自治体の受入先医療機関との調整 *日本透析医会ネットワークと連携 ・搬送患者のトリアージ *可能な限り実施
日本透析医会ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・各透析医療機関、東京都透析医会からの情報の集約、被災状況把握 ・他自治体の受入先医療機関との調整
都・地区医師会	<p>【東京都医師会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都、東京都透析医会との情報共有 <p>【地区医師会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村、透析医療機関との情報共有
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都透析医会及び日本透析医会からの情報収集・被災状況の把握 ・厚生労働省への報告、支援要請等 ・区市町村、患者等への情報提供 ・他自治体への支援要請及び搬送手段の調整 ・透析用水の確保に向けた調整 ・都外での災害発生時における情報収集・患者受入判断
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における患者・家族への情報把握・相談対応 ・東京都、地区医師会、副ブロック長との情報共有 ・地域の透析医療機関の被災状況等の確認 ・副ブロック長への支援要請 (避難所等にいる患者の通院先医療機関が透析不可能な場合等)

I 平常時の体制

1 災害時透析医療ネットワークについて

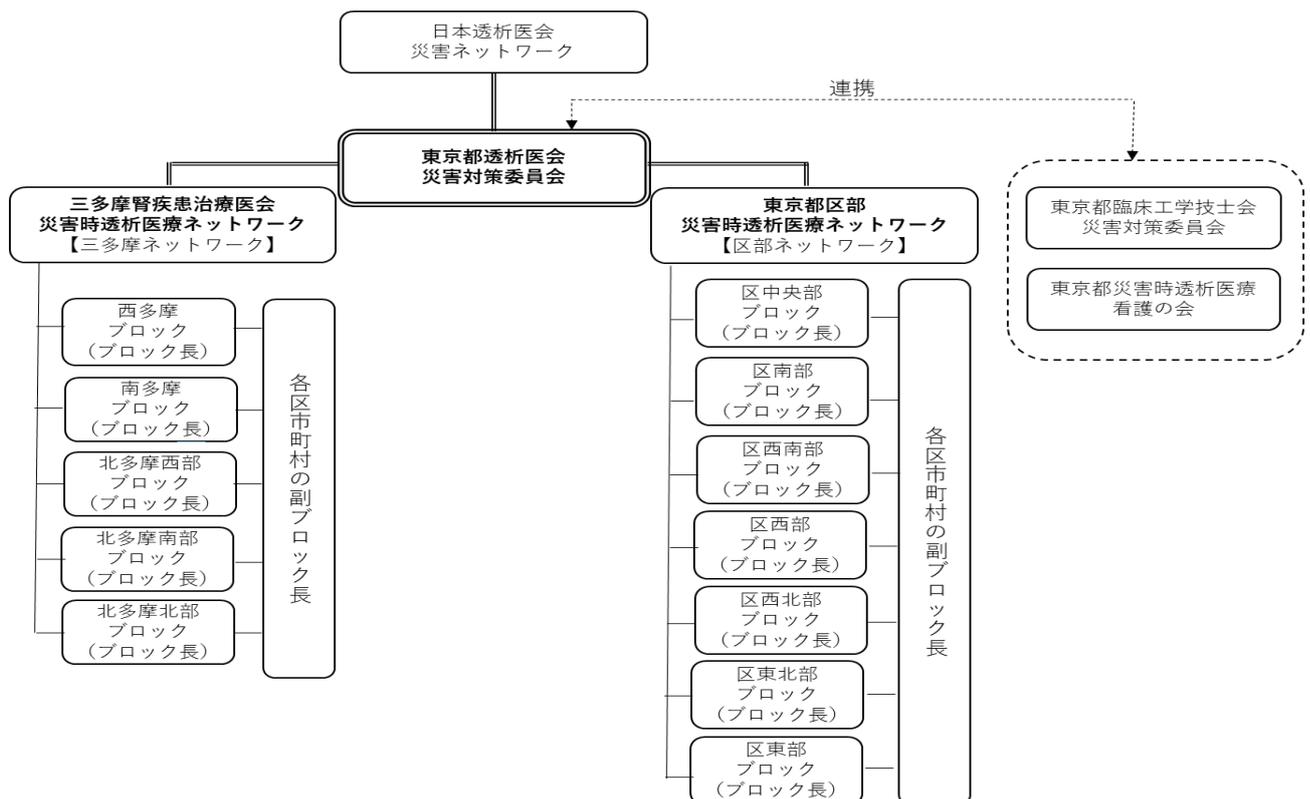
公益社団法人日本透析医会（<http://www.touseki-ikai.or.jp/>）では、災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握及び水・医薬品の確保に向けた情報収集のため、全国的な規模で日本透析医会災害時情報ネットワーク（以下「日本透析医会ネットワーク」という。）を運営しています。

平成30年1月には、日本透析医会の東京都支部として「東京都透析医会」が設立され、同年5月に災害時の透析医療対策を検討する組織として東京都透析医会災害対策委員会が発足し、都内の災害時透析医療ネットワークの中心として活動しています。

また、東京都透析医会災害対策委員会に直結する形で、東京都区部災害時透析医療ネットワーク（以下「区部ネットワーク」という。）と三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク（以下「三多摩ネットワーク」という。）があり、特別区と多摩地区での災害対策の準備や啓発活動を行っています（図1）

なお、「区部ネットワーク」及び「三多摩ネットワーク」は、二次保健医療圏単位で12のブロックで構成されており（島しょを除く）、各ブロックにブロック長を配置しています。また、区市町村ごとに副ブロック長を配置し、都内透析医療機関との連絡体制を組織しています。

図1 災害時透析医療ネットワーク関係図



2 災害時透析医療ネットワークと関係機関の連携体制

災害時透析医療ネットワークは、災害発生時に都内の透析医療が確保できるよう、東京都福祉保健局（以下「都福祉保健局」という。）と定例会議の開催等により連携に努めます。また、東京都透析医会は本マニュアルの周知等により各ブロックの連携強化に努めるとともに、東京都臨床工学技士会災害対策委員会、東京都災害時透析医療看護の会と連携して、災害時の透析医療情報の情報伝達訓練等を行ないます。

各ブロックの透析医療機関は、災害発生時の透析患者の受入先確保のため、医療機関相互に個別の協定を締結する等、連携を強化します。

3 災害時透析医療ネットワークへのアクセスについて

関係機関は、災害時透析医療ネットワークの各ホームページや日本透析医会ネットワークの災害時情報送信画面等を確認することにより、いざという時に素早くアクセスができるように備えます。

【災害時透析医療ネットワークのアドレス】

- ・ 日本透析医会災害時情報ネットワーク <https://www.saigai-touseki.net/>
- ・ 東京都透析医会 <https://tokyo-touseki-ikai.com/>
- ・ 東京都区部災害時透析医療ネットワーク（区部ネットワーク）
<https://tokyo-hd.jp/>
- ・ 三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク（三多摩ネットワーク）
<https://3tama.tokyo-touseki-ikai.com/>
- ・ 東京都臨床工学技士会 <https://tokyo-ce.jp/>
- ・ 都内の透析医療機関情報
：東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

4 新型コロナウイルス感染症等への対応について

本マニュアルは、大規模地震や水害等の災害を想定したものですが、感染症発生時においても、透析医療機関の情報収集など災害時透析医療ネットワークを活用し、関係機関との連携に努めます。

Ⅱ 都内で災害が発生した時の対応

1 東京都・災害時透析医療ネットワークの窓口

大規模な災害が発生した場合、東京都は災害対策本部を設置して対応します。

災害時における透析医療の確保については、都福祉保健局と災害時透析医療ネットワークが以下の事務局を窓口として、連携して対応します。

【都福祉保健局】

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 ＊災害対策本部としての組織体制となります。

【災害時透析医療ネットワーク】

東京都透析医会災害対策委員会事務局

：東京女子医科大学腎臓病総合医療センター

区部ネットワーク事務局：東邦大学医療センター大森病院 人工透析室

三多摩ネットワーク事務局：杏林大学医学部附属病院 腎・透析センター

2 災害時における透析医療情報の流れ

【透析医療機関】

透析医療機関は、透析の可否や被災状況等について、災害時情報送信票（24 頁参考様式 1）の項目を参考にして、メール等で所属している区市町村の副ブロック長に速やかに連絡します。同時に東京都透析医会ホームページ上の緊急時透析情報共有マッピングシステム「Tokyo DIEMAS」（16 頁参照）に入力後、3クリックで日本透析医会ネットワークの災害時情報送信ページに入力します。

【副ブロック長】 ※「表1 各ブロック長及び副ブロック長リスト」（12～13 頁）参照

副ブロック長は、区市町村内の透析医療機関の情報を収集するとともに、ブロック長に報告します。

【ブロック長】 ※「表1 各ブロック長及び副ブロック長リスト」（12～13 頁）参照

ブロック長は、副ブロック長からの情報を区部ネットワーク事務局又は三多摩ネットワーク事務局に報告します。

【区部ネットワーク・三多摩ネットワーク】

区部ネットワーク事務局及び三多摩ネットワーク事務局はブロック長や各透析医療機関からの情報を集約して、全体の被災状況等を把握し、メーリングリスト等により、東京都透析医会に報告します。

災害によって区部・三多摩ネットワークの機能が停止した場合は、区部・三多摩ネットワークの各ブロック長がその機能を代行します。

【東京都透析医会】

区部ネットワーク事務局及び三多摩ネットワーク事務局からの報告及び Tokyo DIEMAS の情報を収集し、日本透析医会ネットワーク及び都福祉保健局へ報告します。

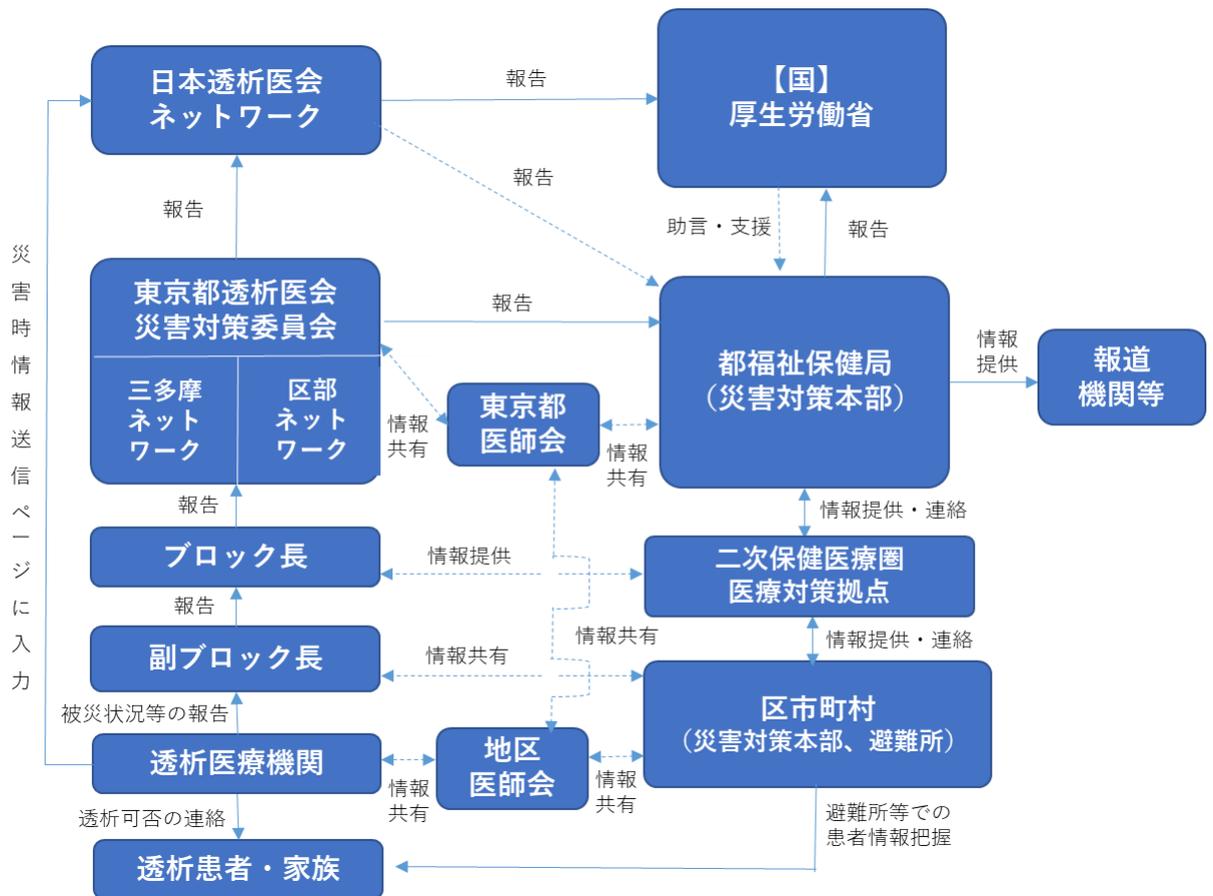
【都福祉保健局】

都福祉保健局は、東京都透析医会及び日本透析医会ネットワークから被災状況等の情報を収集し、厚生労働省に報告するとともに、区市町村、報道機関などに情報提供します。

【区市町村】

区市町村は、副ブロック長や地区医師会と連携し、地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、都福祉保健局と情報共有します。

図 2 災害時の透析医療情報連絡系統図



3 透析医療機関と透析患者の間の連絡

【透析医療機関の対応】

- 透析医療機関は、透析可否等について、自施設の透析患者・家族に連絡します。
透析が可能な場合、透析の実施日時や場所等について患者に連絡します。透析不可能な場合は、個々の医療機関との協力協定や災害時透析医療ネットワーク等からの情報に基づき、受入先医療機関を患者に紹介し、受診方法等を指示します。

【透析患者の対応】

- 透析患者は、できる限り通院している透析医療機関に連絡して、状況を報告し、必要な情報を得ます。通院先の医療機関が透析不可能な場合は、受入先医療機関や受診方法などの指示を受けます。
- 透析患者は、**避難所や医療救護所**にいる場合は、**避難所の管理者や医療救護所の医師等**に携帯している災害時透析患者カード（59 頁）**等**を提示し、透析が必要であることや通院先の透析医療機関との連絡状況等を伝えます。
通院医療機関と連絡が取れないなど、透析が受けられない場合は、**避難所の管理者や医療救護所の医師等**に相談し支援を求めます。

4 透析患者の支援要請と受入調整

- 被災した透析医療機関は、自施設での透析医療の継続が困難な場合、災害の協力協定を結んでいる医療機関に連絡し、透析患者の支援要請を行います。
また、Tokyo DIEMAS、日本透析医会ネットワークの災害時情報送信ページにも入力・送信します。
- 協力医療機関との調整が困難な場合は、所在している区市町村の副ブロック長に連絡し、透析患者の支援要請を行います。
その際、災害時情報送信票（24 頁 参考様式 1）の項目を参考にして、副ブロック長に被災状況等を連絡します。
- 副ブロック長は、透析医療機関からの要請に基づき区市町村内での受入調整を行います。区市町村内での調整ができない場合は、ブロック長に連絡します。
- ブロック長は、副ブロック長からの要請を受け、ブロック内での受入調整を行います。ブロック内での調整ができない場合は、区部ネットワーク事務局又は三多摩ネットワーク事務局に連絡します。
- 区部ネットワーク事務局及び三多摩ネットワーク事務局は、収集した情報に基づき、ブロック間での調整を行います。それぞれのネットワーク内での調整が困難な場合は、区部ネットワークと三多摩ネットワークの間で受入調整を行います。
調整の結果、透析医療の確保が困難な場合、区部ネットワーク事務局及び三多摩ネットワーク事務局は、東京都透析医会に状況を報告し、支援を要請します。
- 東京都透析医会は、区部・三多摩ネットワーク事務局からの報告とともに、日本透析医会ネットワークホームページやメーリングリスト等により情報を収集

し、再度調整を行い、都内での透析医療の確保が困難な場合は、都福祉保健局に連絡します。

- 都福祉保健局は、東京都透析医会及び日本透析医会から情報を収集します。都内での透析医療の確保が困難な場合は、厚生労働省に報告し、支援を要請します。また、災害時における医療救護活動の助言等を行う「東京都災害医療コーディネーター」と情報の共有を図り、密接に連携します。
(災害医療コーディネーターについては、資料編 ○頁参照)

図3 透析患者の支援要請及び受入調整の流れ

機関名	主な活動内容	
透析医療機関	・被災状況報告	・透析の可否や被災状況等を副ブロック長にメール等で連絡 ・Tokyo DIEMAS、日本透析医会ネットワーク災害時情報送信ページに入力 ・自施設の透析患者・家族に連絡
協力医療機関	・支援要請	・自施設で透析医療が困難な場合、災害の協力協定を結んでいる医療機関（協力医療機関）へ支援要請 ⇒ 調整困難な場合、副ブロック長へ支援を要請
副ブロック長	・状況報告 ・支援要請	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請
ブロック長	・状況報告 ・支援要請	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請
区部ネットワーク・三多摩ネットワーク	・状況報告 ・支援要請	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請
東京都透析医会	・状況報告 ・支援要請	・情報収集 ・受入調整 ・支援要請
都福祉保健局	・連絡調整 ・支援要請	・東京都透析医会及び日本透析医会から情報収集及び連絡調整 ・都内での透析医療の確保が困難な場合、厚生労働省に支援要請 ・東京都災害医療コーディネーターと情報共有

表1 各ブロック長及び副ブロック長リスト

【区部ネットワーク】

※令和2年10月1日現在

ブロック	役職	担当行政地域	氏名	施設名・所属診療科名	電話番号
区中央部 ブロック	ブロック長	港区	亀崎 崇和	東京都済生会中央病院 腎臓内科	03-3451-8211
	副ブロック長	港区*	大城戸 一郎	東京慈恵会医科大学附属病院 腎臓・高血圧内科	03-3433-1111
	副ブロック長	文京区	平間 章郎	日本医科大学腎クリニック	03-3821-1601
	副ブロック長	台東区	中島 敦夫	上野透析クリニック	03-5817-8770
	副ブロック長	中央区	中山 昌明	聖路加国際病院 腎臓内科	03-3541-5151
	副ブロック長	千代田区	三瀬 直文	三井記念病院 腎臓内科	03-3862-9111
区南部 ブロック	ブロック長	品川区	本田 浩一	昭和大学病院 腎臓内科	03-3784-8000
	副ブロック長	大田区	酒井 謙	東邦大学医療センター大森病院 腎センター	03-3762-4151
	副ブロック長	品川区*	若井 陽希	品川ガーデンクリニック	03-3779-4970
	副ブロック長	大田区*	伊藤 嘉晃	大森山王病院 内科	03-3775-7711
区西南部 ブロック	ブロック長	渋谷区	石橋 由孝	日本赤十字社医療センター 腎臓内科	03-3400-1311
	副ブロック長	渋谷区*	高橋 俊雅	望星新宿南口クリニック	03-3376-0191
	副ブロック長	世田谷区*	久保田 孝雄	東都三軒茶屋クリニック	03-6805-3750
	副ブロック長	世田谷区	早川 宏	関東中央病院 腎臓内科	03-3429-1171
	副ブロック長	目黒区	柴垣 圭吾	柴垣医院自由ヶ丘	03-3724-0066
区西部 ブロック	ブロック長	新宿区	若井 幸子	東京都保健医療公社大久保病院 腎内科	03-5273-7711
	副ブロック長	新宿区	菊地 勘	下落合クリニック	03-3953-1711
	副ブロック長	新宿区*	長岡 由女	東京医科大学病院 腎臓内科	03-3342-6111
	副ブロック長	杉並区	青木 尚子	河北透析クリニック	03-3336-2500
	副ブロック長	中野区	野田 裕美	新渡戸記念中野総合病院 腎臓内科	03-3382-1231
区西北部 ブロック	ブロック長	練馬区	前田 国見	石神井公園じんクリニック	03-3995-0725
	副ブロック長	板橋区	藤垣 嘉秀	帝京大学医学部附属病院 腎臓内科	03-3964-1211
	副ブロック長	板橋区*	阿部 雅紀	日本大学医学部附属板橋病院 腎臓・高血圧・内分泌内科	03-3972-8111
	副ブロック長	北区	小林 沙和子	東京北医療センター 腎臓内科	03-5963-3311
	副ブロック長	豊島区	吉川 桃乃	東京都立大塚病院 腎臓内科	03-3941-3211
区東北部 ブロック	ブロック長	葛飾区	丹野 有道	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 腎臓・高血圧内科	03-3603-2111
	副ブロック長	荒川区	小川 哲也	東京女子医科大学東医療センター 内科	03-3810-1111
	副ブロック長	荒川区*	高橋 正毅	南千住病院 腎臓内科	03-3806-2232
	副ブロック長	足立区	柳沼 樹宏	敬仁病院 腎臓内科	03-3913-3106
区東部 ブロック	ブロック長	江東区	松本 啓	昭和大学江東豊洲病院 腎臓内科	03-6204-6910
	副ブロック長	江東区	田中 裕一	江東病院 腎臓内科	03-3685-2166
	副ブロック長	墨田区	大山 恵子	つばさクリニック	03-5625-0283
	副ブロック長	墨田区	島田 憲明	立花クリニック	03-3616-8216
	副ブロック長	江戸川区	武田 之彦	新小岩クリニック船堀	03-3688-9901

※行政区に2名以上のブロック長、副ブロック長を配置の場合は、*印の行政区担当医師が行政担当窓口となります。

【三多摩ネットワーク】

※令和2年10月1日現在

ブロック	役職	担当行政地域	氏名	施設名/所属診療科名	電話番号
西多摩 ブロック	ブロック長	福生市	中林 巖	公立福生病院 腎センター腎臓内科	042-551-1111
	副ブロック長	あきる野市	梅津 道夫	公立阿伎留医療センター 腎臓内科	042-558-0321
		檜原村			
		日の出町			
	副ブロック長	羽村市	小林 重雄	羽村相互診療所	042-554-5420
		瑞穂町			
副ブロック長	青梅市	塩入 瑛梨子	ひがし青梅腎クリニック	042-825-8080	
	奥多摩町				
南多摩 ブロック	ブロック長	八王子市	尾田 高志	東京医科大学八王子医療センター 腎臓病センター腎臓内科	042-665-5611
	副ブロック長	日野市	佐藤 真理子	日野市立病院 腎臓内分泌代謝内科	042-581-2677
	副ブロック長	多摩市	金子 朋広	日本医科大学多摩永山病院 腎臓内科	042-371-2111
	副ブロック長	稲城市	河原崎 宏雄	稲城市立病院 腎臓内科	042-377-0931
	副ブロック長	町田市	金城 永幸	あけぼの病院 腎臓内科	042-728-1111
北多摩西部 ブロック	ブロック長	立川市	河崎 智樹	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 腎臓内科	042-526-5511
	副ブロック長	昭島市	栗本 義直	昭島腎クリニック	042-546-8581
	副ブロック長	国分寺市	窪田 沙也花	国分寺南口クリニック	042-324-3232
	副ブロック長	国立市	中村 健三	長久保病院 泌尿器科	042-571-2211
	副ブロック長	東大和市	本西 秀太	東大和南街クリニック	042-563-5201
	副ブロック長	武蔵村山市	津田 昌宏	武蔵村山病院 腎臓内科	042-566-3111
北多摩南部 ブロック	ブロック長	狛江市	宮崎 陽一	東京慈恵会医科大学附属第三病院 腎臓・高血圧内科	03-3480-1151
	副ブロック長	三鷹市	要 伸也	杏林大学医学部付属病院 腎臓内科	042-247-5511
	副ブロック長	武蔵野市	高橋 大栄	武蔵野赤十字病院 腎臓内科	042-232-3111
	副ブロック長	府中市	羽田 学	東京都立多摩総合医療センター 腎臓内科	042-323-5111
	副ブロック長	調布市	形山 憲誠	調布東山病院 透析センター	042-481-5511
	副ブロック長	小金井市	田崎 尋美	小金井太陽病院 人工透析科	042-383-5511
北多摩北部 ブロック	ブロック長	東村山市	小林 克樹	東京都保健医療公社多摩北部医療センター 腎臓内科	042-396-3811
	副ブロック長	小平市	宮川 博	公立昭和病院 腎臓内科	042-461-0052
	副ブロック長	清瀬市	柏木 睦美	清瀬博済堂クリニック	042-410-0001
	副ブロック長	西東京市	小林 克己	保谷厚生病院 泌尿器科	042-424-6640
	副ブロック長	東久留米市	古屋 徹	東久留米クリニック	042-477-0071

表2 各機関との情報通信手段

機 関 名	情 報 伝 達 手 段
日本透析医会ネットワークと東京都透析医会	・日本透析医会ネットワーク HP ・日本透析医会ネットワークメーリングリスト
東京都透析医会と区部ネットワーク・三多摩ネットワーク	・Tokyo DIEMAS ・電話、メール、SNS ・東京都透析医会 HP ・MCA 無線
区部ネットワーク・三多摩ネットワークと各ブロック	・Tokyo DIEMAS ・メーリングリスト ・MCA 無線 ・各ネットワーク HP ・電話、メール、SNS
各ブロックと透析医療機関	・ブロックメーリングリスト ・電話、メール、ファクシミリ、SNS ・ブロック連絡網
都福祉保健局と東京都透析医会	・Tokyo DIEMAS ・東京都透析医会 HP ・電話、メール、ファクシミリ ・各ネットワーク HP
都福祉保健局と区市町村	・電話、メール、ファクシミリ ・行政無線

コラム

～MCA 無線とは～

MCA 無線は、複数の定められた周波数を複数の利用者が共有するマルチチャンネルアクセス（MCA）方式を用いた 800MHz 帯業務用移動通信システムです。MCA 無線は災害時の通信に優れており、自治体の防災無線としても活用され、企業の危機管理 BCP 通信としても幅広く活用されています。

東京都透析医会では、災害時の非常時通信として、主に災害時の情報収集および迅速な伝達を的確に行い、都内の透析依頼や他県に帰宅困難な患者の施設支援に活用しています。

5 避難所における区市町村の対応

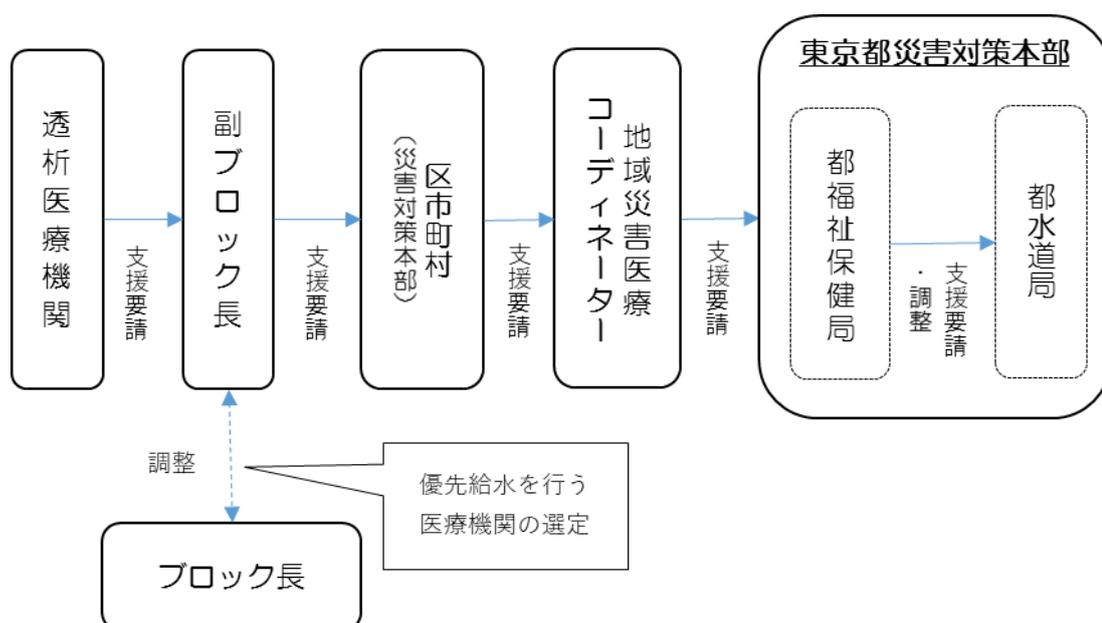
- 区市町村が設置する避難所では、透析患者が携帯している災害時透析患者カードや通院先の透析医療機関との連絡状況など、透析患者の情報を把握します。
透析患者が通院医療機関と連絡が取れないなど透析が受けられない場合は、副ブロック長（「表1 各ブロック長及び副ブロック長リスト」（12～13頁）を参照）に連絡し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼します。
- また、区市町村は、避難所に設置された相談窓口において、医療をはじめとする生活上の相談に対応し、治療や食事療養に必要な支援を行います。医療救護を必要とする場合は、最寄りの医療救護所に搬送するか、副ブロック長に連絡し、受入可能な透析医療機関へ対応を依頼します。

6 透析用水の支援要請の流れ

- 透析医療用の水道水は、一人1回約200リットル(*)が必要となります。
- 透析可能な透析医療機関は、副ブロック長に応急給水の依頼をします。
副ブロック長はブロック長と調整し、優先的に応急給水を行う透析医療機関を選定した上で、区市町村（災害対策本部）へ支援要請を行います。
- 区市町村は、副ブロック長からの要請を受け、地域災害医療コーディネーターを通じ、都福祉保健局へ支援要請を行います。
- 都福祉保健局は、区市町村等を通じた要請を受け、**都水道局の応急給水体制を踏まえ、優先給水を行う医療機関を選定した上で**、都水道局へ支援要請及び応急給水のための調整を行うなど、透析用水の確保に努めます。

* RO水の場合：120～150リットル

図4 透析用水の支援要請の流れ



7 島しょ部における対応

- 島しょ部から透析患者の受入要請があった場合、都福祉保健局は、都立病院（広尾病院、多摩総合医療センター、墨東病院など）、東京都保健医療公社（大久保病院など）、東京都透析医会及び日本透析医会ネットワークと調整し、都内での受入透析医療機関を確保します。
- 都福祉保健局は、透析医療の確保状況について島しょ部に連絡するとともに、受入先の透析医療機関に対応を依頼します。

.....

【参考】Tokyo DIEMAS について

- 東京都透析医会災害対策委員会では平時及び災害時における医療施設や透析患者の情報を迅速に収集するとともに、医療関係者や自治体・企業などと情報共有を円滑におこなうため、「緊急時透析情報共有マッピングシステム（Tokyo Dialysis Information in Emergency Mapping System：Tokyo DIEMAS）」の運営を行っています。
- 平時からあらかじめ各施設の患者数、スタッフ数、自家発電有無、貯水槽の有無などの情報を収集しておくことで、災害時に迅速な対応が可能となります
- Tokyo DIEMAS は大地震に限らず、東京都内で発生する大規模な水害、風害などにも発動します。発動基準は以下の通りです。

【環境要因】

- ・ 東京都内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ・ 東京都内で継続的に降水量が一定基準を超える場合
- ・ 関東地方で大津波警報が発令された場合
- ・ 広範囲にわたり複数施設が透析実施不可能となった場合

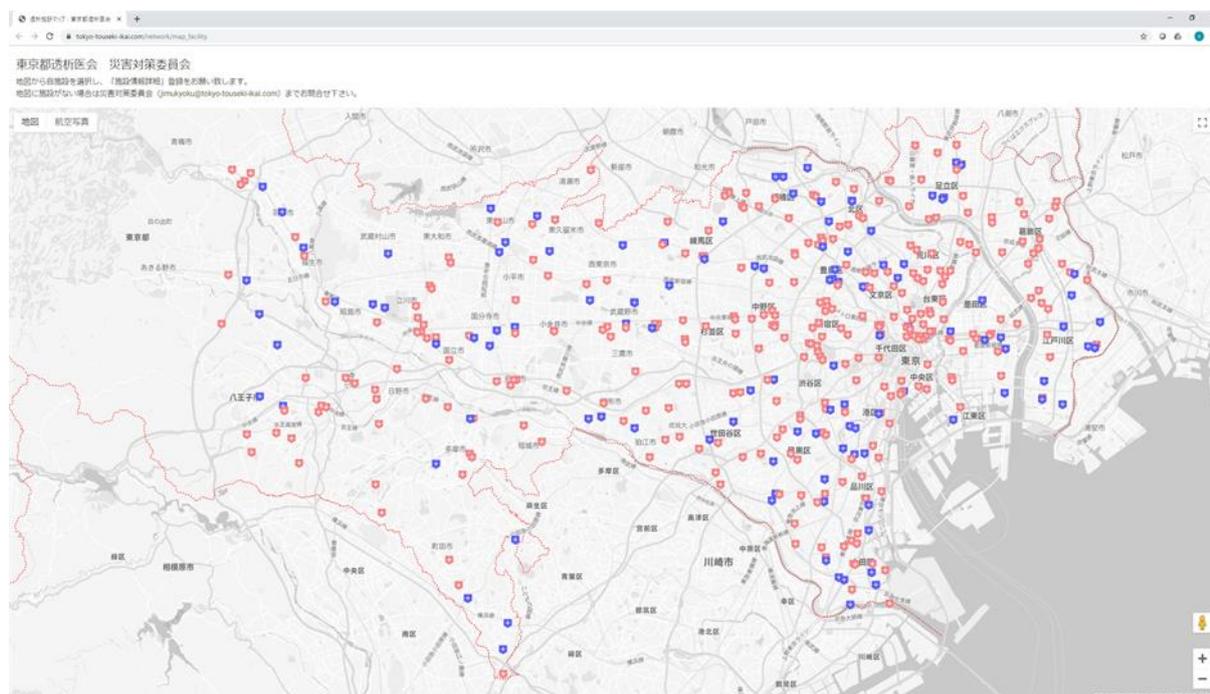
【組織要因】

- ・ 政府が何らかの原因で非常事態宣言を発令した場合
- ・ 東京都が何らかの原因で緊急事態宣言を発令した場合
- ・ 東京都透析医会会長または災害対策委員長が災害対応を宣言した場合

図5 「Tokyo DIEMAS」 トップページ



図6 「Tokyo DIEMAS」 都内の透析施設マップ (平時)



Ⅲ 都外へ支援要請する場合の対応

ここでは、都内での透析医療確保が困難な場合、厚生労働省に報告するとともに他の自治体に対し、透析医療の確保について支援要請する場合の方法などを記載しています。

1 搬送患者の情報集約と提供

- 透析医療機関は、搬送する患者の透析患者個人票（25頁 参考様式2）を作成し、副ブロック長及びブロック長を通して、区部ネットワーク事務局又は三多摩ネットワーク事務局に、メール等の使用可能な通信手段により連絡します。区部ネットワーク事務局及び三多摩ネットワーク事務局は患者情報をリスト化し（26頁 参考様式3）、東京都透析医会を通じて収集した情報を都福祉保健局に報告します。都福祉保健局は、東京都透析医会から提供された患者情報リストを受入先自治体へ提供します。
- 災害により東京都透析医会又は区部及び三多摩ネットワークの機能が停止した場合、都福祉保健局は、各ブロックから透析患者個人票を収集するか、または患者の保有する透析患者カードを集めるなどして、患者リストを作成します。
- 都福祉保健局と区市町村は相互に連絡を取り合い、情報の共有に努めます。

2 受入先自治体との調整

- 都福祉保健局は、都内での透析医療確保が困難な場合、厚生労働省に報告するとともに、他の地方自治体に患者受入れを要請します。
近隣県の被災状況や搬送経路等を踏まえ、患者受入れの候補地となる自治体との調整を行います。

3 受入先医療機関等との調整

- 東京都透析医会は、都福祉保健局からの連絡等に基づき、日本透析医会ネットワークと連携して、受入先自治体の医療機関との調整を行います。
- 東京都透析医会は、可能であれば搬送前に、各医療機関から収集した透析患者個人票（25頁 参考様式2）に基づき、透析の緊急度やADL（日常生活動作）の状況に応じてトリアージを行います。
- 搬送前のトリアージが困難な場合には、受入先自治体等でトリアージを行います。なお、受入先でのトリアージに協力するため、医療スタッフの同行を検討します。

4 搬送体制の確保

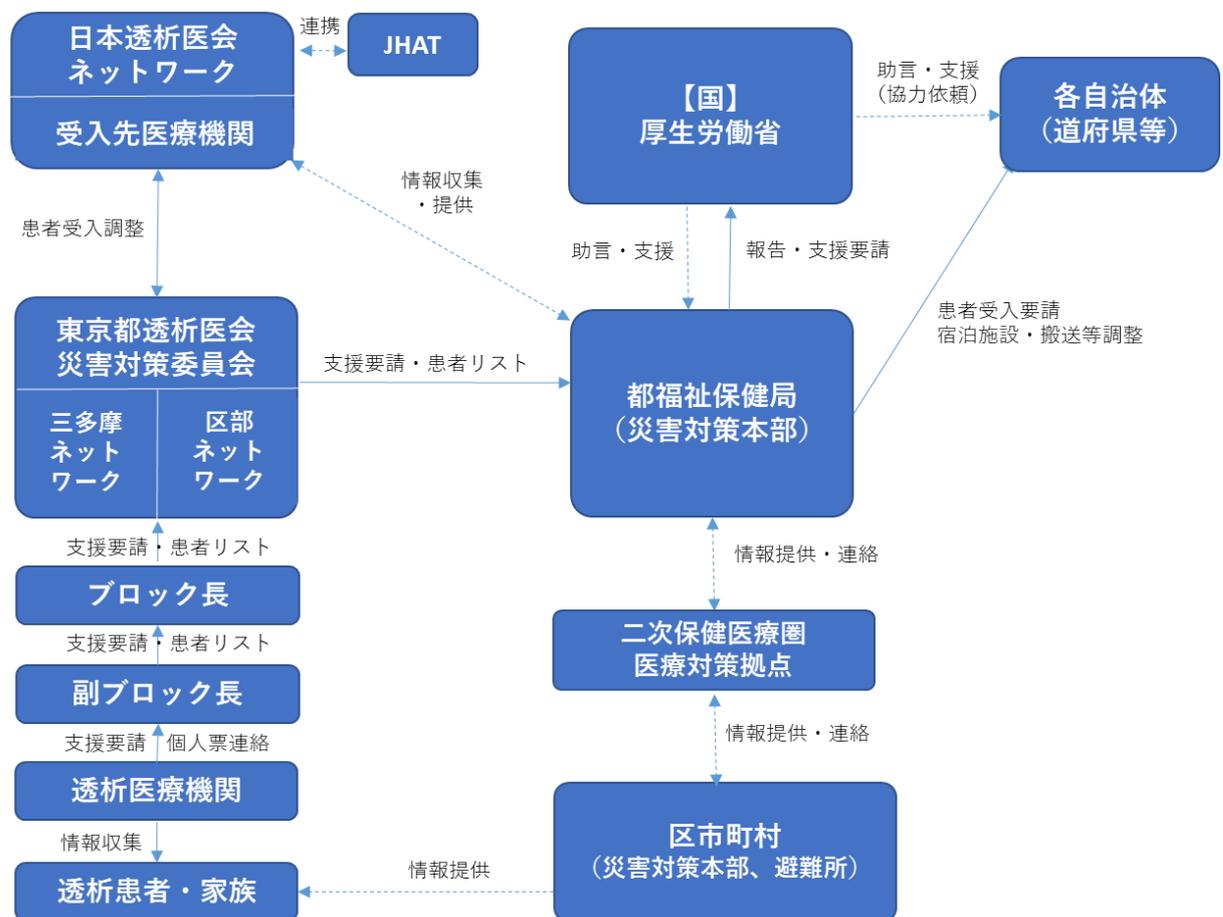
- 都福祉保健局は、他道府県に透析患者を搬送するため、警察・消防・自衛隊その他搬送関係団体や民間事業者等と連携し、搬送手段の確保に努めます。

- また、必要に応じて、災害時の応援協定等に基づき、各自治体に搬送支援を要請します。

5 宿泊施設等の確保と調整

- **都福祉保健局**は、東京都透析医会によるトリアージの結果を踏まえ、介護者、医療スタッフを含めた同行者リストを作成し、受入先自治体に宿泊施設の確保を依頼します。また、介護者や医療スタッフの確保ができない場合は、受入先自治体等にスタッフ確保等を要請します。

図7 都外への支援要請をする場合の流れ



コラム

～ JHAT とは ～

日本災害時透析医療協働支援チーム（Japan Hemodialysis Assistance Team in disaster : JHAT）とは、透析医療を継続可能にするために日本透析医会、日本臨床工学技士会、日本腎不全看護協会、日本血液浄化技術学会により組織された医療チームです。

これまでの災害において、透析医療の提供が困難となった施設が多数発生しました。透析患者さんは、透析可能な施設に殺到したため、対応スタッフは不眠不休の透析医療を提供しました。透析医療を継続させるためには、透析医療を支援するマンパワーや日常生活のための物資支援が必要不可欠です。JHAT は業務支援や物資支援のトレーニングを受けた隊員により透析医療に関わる様々な支援を実施します。透析業務経験 5 年以上の看護師、臨床工学技士が隊員登録できます。

JHAT 公式サイト : 「<https://jhat.jp/>」

IV 都外から透析患者の受入要請があった場合の対応

ここでは、他の自治体から都福祉保健局に対し、透析医療の確保について支援要請された場合の対応などを記載しています。

1 被災情報の収集等

- 都福祉保健局は、大規模災害が発生した場合、速やかに被災情報を収集します。
- 都福祉保健局は、被災自治体からの透析患者の受入要請に備え、東京都透析医会等と調整しながら、受入可能な透析医療機関の情報把握を行います。

2 受入人数及び患者状況の把握等

- 厚生労働省及び被災した自治体から、都福祉保健局に患者受入の要請があった場合、透析患者の人数と病態、医療スタッフ同行状況、家族・介護者も含めた総人数等の情報を収集します。
- 都福祉保健局は東京都透析医会や日本透析医会ネットワークと調整し、都内での受入が可能かどうか判断し、被災自治体に連絡します。

3 搬送に係る支援

- 都福祉保健局は、災害時の応援協定等に基づき、被災自治体から搬送に係る支援要請があった場合、関係機関等と調整して搬送支援に努めます。

4 宿泊施設の確保と調整

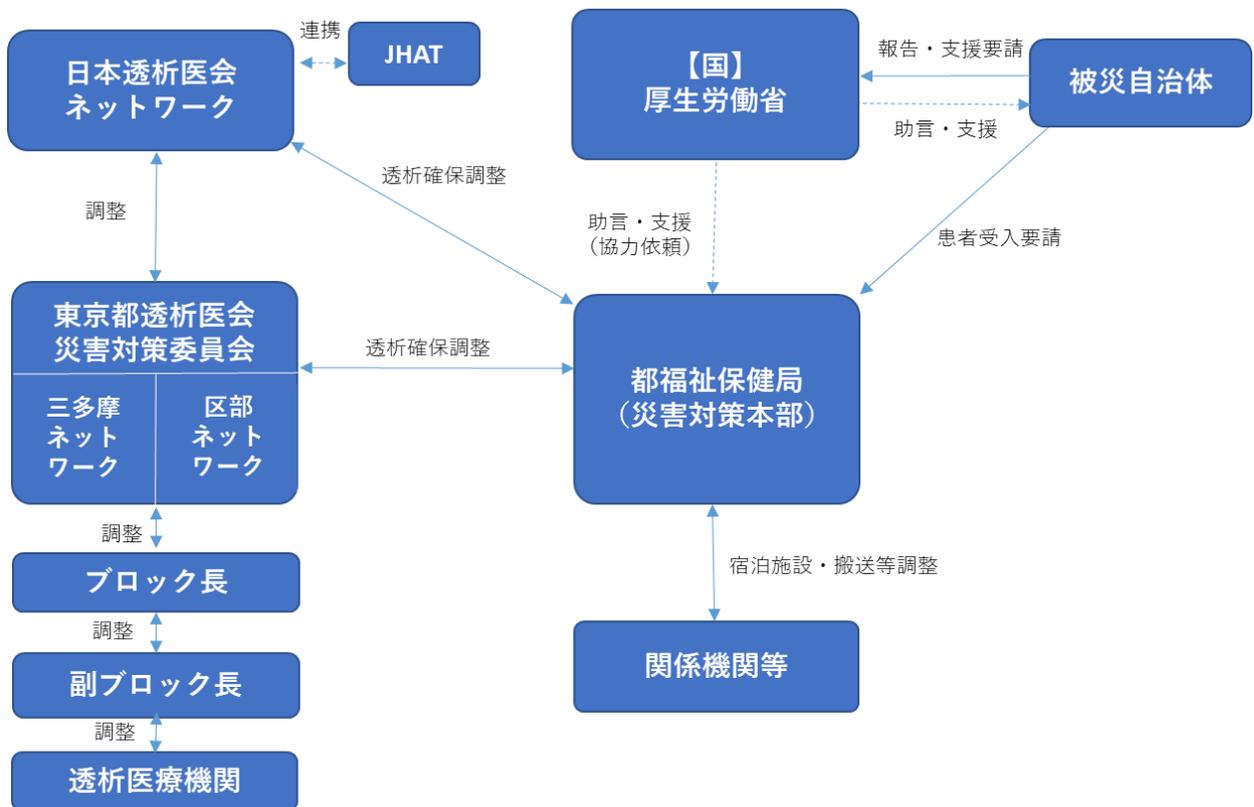
- 都福祉保健局は、被災地から透析患者個人票（25頁 参考様式2）あるいは透析患者情報リスト（26頁 参考様式3）を可能な範囲で事前に受け取り、関係機関等と調整して宿泊施設の確保を行います。
- 都福祉保健局は、患者、介護者、医療スタッフの把握を行うとともに、東京都透析医会がトリアージを行うための一時集合場所を確保し、宿泊施設の割り振りと、緊急（当日）に透析が必要な患者の医療機関への搬送を行います。
その際、被災地からの患者リストあるいは一時集合場所において東京都透析医会が行うトリアージの結果を踏まえ、患者情報を整理します。

5 受入先医療機関の調整

- 都福祉保健局は、被災地からの受入れが可能と判断した場合、透析医療の確保について、東京都透析医会へ連絡します。
- 東京都透析医会は、被災地から同行した医療スタッフと連携して、緊急性のある患者や入院の必要な患者のトリアージを行うとともに、都内で災害が発生した時の対応と同様に、受入可能な透析医療機関を調整します。

- 東京都透析医会は、都福祉保健局が確保した宿泊施設からの通院等も考慮し、透析医療機関の受入れを調整します。

図8 都外からの透析患者の受入要請等の流れ



《参考》

首都直下地震等による東京都の被害想定

	【首都直下地震】		【海溝型地震】	【活断層発生地震】
	東京湾北部	多摩直下	元禄型関東	立川断層帯
規模	M7.3	M7.3	M8.2	M7.4
発生時刻等	冬の夕方18時・風速8m/秒			
建物被害（全壊）	116,224 棟	75,668 棟	76,465 棟	35,407 棟
出火件数	811 件	544 件	552 件	308 件
焼失棟数	201,249 棟	65,770 棟	114,534 棟	53,302 棟
上水道断水率	34.5%	36.9%	45.2%	13.3%
死者	9,700 人	4,700 人	5,900 人	2,600 人
負傷者	147,600 人	101,000 人	108,300 人	31,700 人
<p>*M（マグニチュード）とは</p> <p>M（マグニチュード）は、地震のエネルギー規模を表す単位です。東日本大震災はM9.0、阪神・淡路大地震を引き起こした兵庫県南部はM7.2でした。</p> <p>Mが0.2大きくなると地震のエネルギー規模は約2倍に、また、Mが1大きくなると約32倍になります</p>				

首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年4月18日公表）より